

大阪市告示第425号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場 体育場	令和8年4月2日（木）から 同月3日（金）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和8年4月6日（月）から 同月7日（火）まで	
	令和8年4月9日（木）から 同月10日（金）まで	
	令和8年4月13日（月）から 同月14日（火）まで	
	令和8年4月16日（木）から 同月17日（金）まで	
	令和8年4月20日（月）から 同月21日（火）まで	
	令和8年4月23日（木）から 同月24日（金）まで	
	令和8年4月27日（月）から 同月28日（火）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）